

## 雇用開発促進地域及び自発雇用創造地域における 地域雇用開発の促進に関する指針について

### 1. 概要

#### 第1 地域要件

1 雇用開発促進地域の要件は、次のいずれにも該当することとする。

イ 自然的経済的社会的一体性

具体的には、公共職業安定所の管轄区域を原則とし、自然的一体性を有する区域であって、市町村を単位とすること。

ロ 直近の国勢調査におけるその地域の労働力人口に対する最近3年間におけるその地域の一般有効求職者数(\*1)の月平均値の割合が、全国の労働力人口に対する同期間における全国の一般有効求職者数の月平均値の割合以上であること。

(\*1) その地域に係る公共職業安定所の一般有効求職者数とする。

ハ 最近3年間及び最近1年間におけるその地域の一般有効求人倍率又は常用有効求人倍率(\*2)の月平均値が、それぞれ同期間における全国の一般有効求人倍率又は常用有効求人倍率の月平均値の3分の2(当該率が1倍を超える場合にあっては、1倍)以下であること。

(\*2) その地域に係る公共職業安定所の一般有効求人倍率又は常用有効求人倍率とする。

ただし、最近3年間及び最近1年間におけるその地域の一般有効求人倍率又は常用有効求人倍率の月平均値が0.5以下である場合にあっては、ロの要件について、「月平均値以上」とあるのは、「月平均値の3分の2以上」とする。

ニ その他地域内に居住する求職者に関し地域雇用開発のための助成、援助等の措置を講ずる必要があると認められること。

2 自発雇用創造地域の要件は、次のいずれにも該当することとする。

イ 1又は2以上の市町村(特別区を含む。)の区域であること

ロ 最近3年間及び最近1年間におけるその地域の一般有効求人倍率又は常用有効求人倍率の月平均値が、それぞれ同期間における全国の一般有効求人倍率又は常用有効求人倍率の月平均値(当該率が1倍を超える場合にあっては、1倍)以下であること。

ハ 市町村、事業主団体等の地域の関係者が、その地域の特性を生かして重点的に雇用機会の創出を図る事業の分野及びその分野における創意工夫を生かした雇用機会の創出の方策について検討するための協議会を設置しており、かつ、当該市町村が雇用機会の創出に資する措置を自ら講じ、又は講ずることとしていること。

ニ その他地域内に居住する求職者に関し地域雇用開発のための助成、援助等の措置を講ずる必要があると認められること。

## 第2 地域雇用開発計画に盛り込むべき事項

- 1 雇用開発促進地域の区域
- 2 雇用開発促進地域における労働力の需給状況その他雇用の動向に関する事項
- 3 雇用開発促進地域の地域雇用開発の目標に関する事項
- 4 雇用開発促進地域の地域雇用開発を促進するための方策に関する事項
  - (1) 地域雇用開発の促進のための措置
    - イ 新たな雇用機会の開発の促進等に関する事項
    - ロ 職業能力開発の推進に関する事項 等
  - (2) 地域雇用開発の促進に資する都道府県の実施
- 5 計画期間に関する事項  
計画期間を原則として3年の範囲内で定めること。

## 第3 地域雇用創造計画に盛り込むべき事項

- 1 自発雇用創造地域の区域
- 2 自発雇用創造地域における労働力の需給状況その他雇用の動向に関する事項
- 3 自発雇用創造地域の地域雇用開発の目標に関する事項
- 4 地域の特性を生かして重点的に雇用機会の創出を図る事業の分野に関する事項
- 5 地域雇用創造協議会に関する事項  
地域雇用創造協議会について、名称、主要な構成員等について定めること。
- 6 自発雇用創造地域における雇用の創造に資する方策その他当該自発雇用創造地域の地域雇用開発を促進するための方策に関する事項
  - (1) 地域雇用開発の促進のための措置  
地域の特性を生かした創意工夫ある取組の推進に関する事項 等
  - (2) 地域雇用開発の促進に資する市町村の実施
- 7 計画期間に関する事項  
計画期間を原則として3年の範囲内で定めること。  
ただし、地域雇用創造推進事業の実施を予定している場合にあっては、当該事業の終了日までの間とすることができる。
- 8 自発雇用創造地域内において事業協同組合等が労働者の募集に従事しようとする場合にあっては、当該事業協同組合等に関する事項

### <参照条文>

(地域雇用開発指針)

第四条 厚生労働大臣は、雇用開発促進地域及び自発雇用創造地域における地域雇用開発の促進に関する指針（以下「地域雇用開発指針」という。）を策定するものとする。

- 2 地域雇用開発指針においては、国の雇用開発促進地域及び自発雇用創造地域における地域雇用開発の促進に関する基本方針その他次条第一項の地域雇用開発計画及び第六条第一項の地域雇用創造計画の指針となるべき事項について定めるものとする。

## 2. 施行期日

施行日については、平成19年8月1日とする。